

新型コロナウイルス感染症対策・ワクチン接種 & 物価高騰などへの各種支援

感染症対策

感染者数が増加傾向にある中、帰省や同窓会など、人の移動や集まりが多くなる時期を迎えています。引き続き、一人一人の感染症対策の徹底をお願いします。

飲食の場での感染症対策の徹底を

- ・体調が悪い時は絶対に会食に参加しない
- ・感染症対策を徹底している第三者認証店を利用し、お店の感染症対策に協力を
- ・お店は換気やマスク会食の呼び掛けなどの対策の徹底を
- ・お店だけでなく、自宅・親族宅などでの会食でも感染症対策の徹底を

寒い冬でも換気を

- ・窓は2方向開けて定期的に換気を行いましょ
- ・普段一緒にいない友人・親族とのドライブでは、マスクの着用や換気などの感染症対策の徹底を

季節性インフルエンザとの同時流行への備え

同時流行によって、多くの発熱患者が発生することで、発熱外来などにかかりづらくなる恐れがあります。希望する人は、新型コロナウイルスとインフルエンザのワクチンの早期接種の検討を。また、発熱などの体調不良に備えて、次の3つを早めに購入・準備しましょう。

- ①医療用・一般用の新型コロナウイルス抗原定性検査キット
- ②解熱鎮痛剤
- ③3日分程度の食料のストック

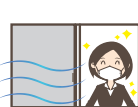
※検査キットや無料PCR等検査で陽性になった人は、医療機関の受診か「県陽性判定サイト」での陽性確定が必要です。詳しくは市HPへ



市ホームページ



市ホームページ



認証ステッカー

新型コロナウイルス感染症に関する相談

■発熱などの症状があるときは、迷わずかかりつけ医療機関へ連絡を。受診・相談先に迷うときは、市HPが受診・相談センター ☎216・1517へ

◇受付時間：8時30分～17時15分

※右記以外の時間の相談は、米盛病院 ☎080・8742・3026へ

■受診相談以外は、コロナ相談かごしま ☎833・3221 FAX 225・0672へ



市ホームページ

新型コロナウイルスワクチン接種

オミクロン株対応ワクチンの接種(3～5回目)を進めています

対象は、12歳以上で2回以上の接種を終了した人です。接種には、接種券が必要です。

オミクロン株対応ワクチンは1人1回の接種です

現在のところ、3～5回目のいずれかを問わず、オミクロン株対応ワクチンを接種した人は、次の接種はありません。

希望する人は早めのワクチン接種をお願いします

国による新型コロナウイルスワクチン接種(特別臨時接種)は、3月31日までとされています。接種を希望する人は、早めの接種をお願いします。

予約方法など詳しくは、市新型コロナウイルスワクチンコールセンター ☎833・9567か接種券に同封のチラシ、市HPをご確認ください。



市ホームページ



各種支援

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

- ①令和4年度の住民税非課税世帯や、②昨年中に家計急変のあった世帯に、1世帯当たり5万円を給付します。1月31日(消印有効)までに
- ①の世帯は確認書の返送、②の世帯は申請が必要です。

※住民税が課税されている親に扶養される、非課税の子どもの1人暮らし世帯などは対象外です

問い合わせ 同給付金専用コールセンター ☎808・2680



市ホームページ

子育て世帯応援特別給付金(本市独自)

食費の物価高騰などに直面する子育て世帯を支援するため、平成16年4月2日～今年3月31日に生まれた、昨年9月30日時点で本市に住む養育者の子どものなどに1人当たり1万円を給付します。

◇対象の子どもが高校生のみの世帯、公務員や児童手当の所得上限限度額を超えている世帯などは申請が必要です

◇申請期限：2月28日(必着)

※昨年10月1日以降に生まれた子どもは5月1日

問い合わせ 同給付金コールセンター ☎805・4685



市ホームページ

特例一時金の受取はお済みですか？

対象者

農協 漁協 森林組合 経済連
土地改良区 厚生連病院 酪農連

等にお勤めだった方※2

条件

- 1 平成14年3月31日以前に農林年金の組合員期間が1年以上ある方(昭和12年4月1日以前生まれの方を除く)
- 2 過去に農林年金の年金・一時金の請求をしていない方※3 ※4

案内書類が届いていない方
住所登録がないとお支払いできません。
まずは住所登録を

左記条件に当てはまる
未請求の方

住所登録センター

☎0120-199-155

受付時間：9時～17時(土・日・祝日を除く)

✉ kanrichosyu@norin-nenkin.or.jp

一時金受付センター

☎0120-148-400

受付時間：9時～17時(土・日・祝日を除く)

※1. 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律(平成30年5月25日)に基づき支給する特例一時金。
※2. 対象団体は農協(農業協同組合)、経済連(県農)、共済連、信連、厚生連(厚生連病院[厚生病院])、ホクレン等)、漁協、森林組合、農業共済、土地改良区、農業会議、たばこ耕作組合、農業信用基金協会などにお勤めだった方。

※3. 昭和54年12月31日以前の退職時に退職一時金を一部受給した方等の返還を要する方を除く。
※4. 公的年金制度の加入期間によって一時金をお支払いできない場合があります。



うけとりくん

